

八王子市要保護児童対策地域協議会運営要綱

平成18年4月1日施行

改正 平成19年7月1日 平成21年12月1日 平成22年4月1日 平成22年10月1日
平成23年7月1日 平成23年12月1日 平成24年5月1日 平成25年5月1日
平成25年8月26日 平成28年4月1日 平成30年10月1日 令和2年4月1日
令和3年4月1日 令和4年7月1日 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）及びその保護者若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、八王子市子ども家庭センター条例（令和6年八王子市条例第70号。以下「条例」という。）第4条、八王子市子ども家庭センター条例施行規則（令和6年八王子市規則第21号。以下「規則」という。）第4条から第9条に規定する八王子市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に基づき、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他支援対象児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関し協議する。

2 前項に規定する支援対象児童等に関する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 虐待に関する情報
- (2) 遺棄・迷子に関する情報
- (3) 養護に関する情報
- (4) 障害に関する情報
- (5) 非行に関する情報
- (6) 育成に関する情報
- (7) 保健・医療に関する情報
- (8) その他支援対象児童等の適切な保護及び支援のために必要な情報

3 協議会は、法第25条の2第2項に規定する事業を行うほか、規則第4条第2項第3号の規定に基づき次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 関係機関の連携及び協力の推進に関する協議。
- (2) 児童虐待防止のための広報・啓発に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項。

(委員)

第3条 協議会は規則第4条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる行政機関又は別表第2に掲げる外部関係機関若しくは児童福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

2 委員の任期は、前項別表第1又は別表第2に掲げる機関等に在籍し各機関から推薦を受けた期間、又は2年とする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。また委員は再任を妨げない。

3 市長は、必要があると認めるときは、協議会に構成機関以外の機関を参画させることができる。

(要保護児童対策調整機関の事業)

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する要保護児童対策調整機関の事業は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の協議事項案の作成、その他会議開催の準備に関すること。
- (2) 協議会の議事運営に関すること。
- (3) 協議会に係る資料の保管に関すること。

(4) 関係機関等からの支援対象児童等に関する資料又は情報の収集、意見の聴取並びに支援の実施状況の把握に関する事。

(5) (4)により把握した支援対象児童等に関する資料又は情報の収集、意見の聴取並びに支援の実施状況に基づく、関係機関等との連絡調整に関する事 (関係者会議における事例の再検討を含む。)

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、規則第5条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

(1) 実務者会議及び地域センター会議から受けた活動報告の評価に関する事。

(2) 協議会の年間活動方針に関する事。

(3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、規則第6条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

(1) 児童虐待に関する情報交換に関する事。

(2) 支援対象児童等の実態把握に関する事。

(3) 支援を行っている事例の総合的把握に関する事。

(4) 支援対象児童等対策を推進するための啓発活動に関する事。

(5) 協議会の年間活動方針案の作成に関する事。

(6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項。

(地域センター会議)

第7条 地域センター会議は、規則第7条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

(1) 規則第3条に規定する所管区域内 (以下「所管区域内」という) の児童福祉に関連する機関又は個人の連携に関する事。

(2) 所管区域内の児童虐待に関する情報交換に関する事。

(3) 所管区域内の支援対象児童等の実態把握に関する事。

(4) その他地域センター会議の設置目的を達成するために必要な事項。

2 所管区域内のケースについての進行管理等は、分科会で行う。

(関係者会議)

第8条 関係者会議は、規則第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について検討する。

(1) 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点の確認に関する事。

(2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事。

(3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通認識の確保に関する事。

(4) 個別の支援対象児童等の主担当機関及び担当者の決定に関する事。

(5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援方針の検討に関する事。

(6) その他関係者会議の目的を達成するために必要な事項。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長が代表者会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２２年１０月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２３年７月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２３年１２月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２４年５月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２５年５月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２５年８月２６日から適用する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成３０年１０月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和４年７月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

八王子市要保護児童対策地域協議会構成員

別表第1

八王子市関係機関	機関名	法25条の5
児童福祉関係	八王子市子ども家庭部	第1号
	八王子市こども家庭センター	第1号
	八王子市立保育所	第1号
	八王子市子ども・若者育成支援センター	第1号
	八王子市立学童保育所	第1号
	八王子市福祉部	第1号
保健医療関係	八王子市保健所	第1号
市民活動関係	八王子市男女共同参画課	第1号
教育関係	八王子市学校教育部教育指導課	第1号
	八王子市学校教育部学務課	第1号
	八王子市立中学校	第1号
	八王子市立小学校	第1号
	八王子市立義務教育学校	第1号
	八王子市生涯学習スポーツ部放課後児童支援課	第1号

別表2

外部関係機関等	機関名等	法25条の5
児童福祉関係	東京都八王子児童相談所	第1号
	八王子市主任児童委員・民生児童委員	第3号
	八王子市内私立保育園	第2号
	八王子市内認証保育所	第2号
	八王子市内小規模保育所	第2号
	八王子市内事業所内保育所	第2号
	八王子市内認定こども園	第2号
	八王子市内家庭的保育事業	第2号
	八王子市内児童養護施設	第2号
	八王子市内児童発達支援センター	第2号
	八王子市内障害児通所支援事業	第2号
	八王子市内母子生活支援施設	第2号
保健医療関係	八王子市医師会	第2号
	八南歯科医師会	第2号
	八南助産師会	第2号
	東京医科大学八王子医療センター	第2号
	東海大学医学部付属八王子病院	第2号
	医療法人社団永生会南多摩病院	第2号
	島田療育センターはちおうじ	第2号
教育関係	八王子市内私立幼稚園	第2号
	八王子市内都立高等学校	第1号
	八王子市内私立中学校・高等学校	第2号
	八王子市内都立特別支援学校	第1号
警察・司法関係	警視庁八王子警察署	第1号
	警視庁高尾警察署	第1号
	警視庁南大沢警察署	第1号
	警視庁八王子少年センター	第1号

	東京法務局八王子支局	第 1 号
	八王子人権擁護委員	第 3 号
	八王子地区保護司会	第 3 号
	弁護士（八王子市長が指定する者）	第 3 号
その他	大学教授（八王子市長が指定する者）	第 3 号
	特定非営利活動法人東京養育家庭の会みどり支部	第 2 号
	八王子市社会福祉協議会支えあい推進課	第 2 号
	市長が認める者	第 3 号